

【事案 2022-322】特定疾病保険金支払請求

- 令和 6 年 6 月 25 日 裁定終了

＜事案の概要＞

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、特定疾病保険金が支払われなかつたことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあつたもの。

＜申立人の主張＞

令和 4 年 9 月に腺がんの診断が確定したため、平成 22 年 1 月に契約した終身保険にもとづき特定疾病保険金を請求したところ、上皮内がんは約款上の支払事由に該当しないとして、保険金が支払われなかつた。しかし、以下の理由により、特定疾病保険金を支払ってほしい。

- (1) 上皮内がんは上皮から基底膜までに存在し、粘膜固有層から粘膜筋板に存在するのが粘膜内がんであるが、診断書の記載は、上皮内がんではなく粘膜内がんである。
- (2) 平成 26 年に約款が改定され、大腸の粘膜内がんは含まないことが記載されたが、契約当時の約款には「上皮内がんを除く」との記載だけで「粘膜内がんを除く」との記載がないので、粘膜内がんは支払対象である。仮に保険会社が、契約時に粘膜内がんを除外する意図があつたとしても、その意図を自分が推認することは不可能である。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 大腸がんについては、粘膜内にとどまるものは「上皮内がん」または「粘膜内がん」と表現されるのが一般的であり、がんの進行度を判定する基準として国際的に活用されている国際対がん連合 (UICC) による最新の「TNM 悪性腫瘍分類第 8 版」においても、結腸および直腸のがんの壁深達度 (T) については、「Tis 上皮内がん：粘膜固有層に浸潤」の分類があり、「Tis」は「がん細胞が粘膜固有層（粘膜内）に限局し、粘膜筋板から粘膜下層への進展を伴わない」上皮内がんとして定義されていることから、「大腸粘膜内がん」は Tis に分類され、「上皮内がん」の扱いとなつていて。
- (2) 「大腸がん取扱規約第 9 版」「本規約と TNM 分類の対照表」においても、「Tis がんが粘膜内にとどまり、粘膜下層に及んでいない」と記載されている。
- (3) 平成 26 年 10 月に、約款に「悪性新生物に大腸の粘膜内がんは含まれない」と追記したが、当該変更は「大腸粘膜内がん」の約款上の解釈を変更したものではない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険金請求当時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行つた。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、特定疾病保険金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。